

◆緑の募金事業及び緑化活動交付金事業について◆

緑の募金事業および緑化活動交付金事業につきまして、ご協力ありがとうございます。

◆全体スケジュール

日程	手続	説明
3月下旬	緑の募金協力依頼配布	役場から各区、団体(以下「各区等」という。)-へ募金芳名録、緑の羽根、チラシ、案内分をお送りいたします。
4月上旬	各区団体案内通知 (この文書)	役場から各区等へ緑化活動計画書、交付申請書、収支予算書の提出について、案内文をお送りいたします。
5月上旬	緑の募金取りまとめ期限	各区等で集まった募金を役場までご提出ください。
~6月上旬	緑化活動計画書提出期限 町から県へ各区の計画を取りまとめた申請書を送付	緑化活動は、募金された団体のみ活動可能です。 各区等で希望される緑化活動について、計画書、交付申請書等を役場までご提出ください。(期限までにいただけなかった場合、希望がないものとして取り扱われます。)
7月下旬	本部から湯梨浜町への割当額の内示通知。これを受け各区・団体に交付決定額を連絡。各区に完了報告書の作成の案内	湯梨浜町への還元額は、町で集まった募金総額の約6割を上限として県から決定されます。各区等に交付決定額を通知し、これを受け活動にとりかかってください。 交付決定額の通知と一緒に、作業完了後に提出いただく報告書などの様式をお送りいたします。
6~11月末	各区で緑化活動実施	完了報告にあたり写真添付が必要です。次の段階で写真撮影をお願いします。 ・活動前(作業前風景) 1枚 ・活動中(作業中) 1枚 ・完了(全体写) 1枚 また交付金の請求に必要なため、領収書(レシート)は確実に保管してください。
~12月1日	随時、報告書を受け取り	作業終了後、完了報告書と請求書を各1部、役場までご提出ください。報告書提出後、おおむね一週間前後で、現金又は振込します。領収書のご用意をお願いいたします。 ※実績報告書に花の樹種と本数の記入をお願いします。

○注意事項

- ・事業は11月末までに完了したものが対象となりますので、ご注意ください。
- ・事前着手(例えば、春植えの樹木にする等)も認められておりますが、**事前に本部の承認が必要**ですので、着手前に必ずご相談ください。**(交付決定前の活動は、交付金の対象となりません。)**
- ・**交付金額を全額使われなかったり、事業を中止される場合は、事前に緑の募金事業中止届(減額届)が必要となりますので、ご連絡いただきますようよろしくお願いします。**